

印西市マンション管理計画認定制度事務取扱要綱を次のように定める。

令和5年10月13日

印西市長 板倉 正直

印西市告示第189号

印西市マンション管理計画認定制度事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び規則に定めるところによる。

(添付書類)

第3条 規則第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証とする。

2 前項の規定は、法第5条の6第2項に規定する認定の更新について準用する。

(取下げの届出)

第4条 法第5条の3第1項の規定による認定の申請をした者は、法第5条の5に規定する通知の前に、申請を取下げようとするときは、取下げ届（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第5条の6の規定による認定の更新の申請及び法第5条の7に規定する認定を受けた管理計画の変更の申請について準用する。

(認定しない旨の通知)

第5条 市長は、法第5条の4に掲げる認定基準に適合しないと認めるときは、同条の認定をしないものとし、認定しない旨の通知書（別記第2号様式）により申請した者に通知するものとする。

2 前項の規定は、法第5条の6第2項に規定する認定の更新及び法5条の7第2項に定める認定を受けた管理計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第6条 法第5条の8の規定による報告の徴収は、管理状況報告書（別記第3号様式）によるものとする。

(改善命令)

第7条 法第5条の9の規定による命令は、改善命令書（別記第4号様式）によるものとする。

(取りやめる旨の申出)

第8条 法第5条の10第1項第2号の規定による取りやめる旨の申出は、取りやめ申出書（別記第5号様式）により、法第5条の5に規定する認定通知書を添えて、市長に申出るものとする。

(認定の取消し)

第9条 法第5条の10第2項に規定にする通知は、認定取消通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月15日から施行する。